元障第450号

令和元年（2019年）９月12日

様

　　中核市を除く指定障害児通所支援事業所の長

（放課後等デイサービスを除く）

長野県健康福祉部障がい者支援課長

就学前障がい児の発達支援の無償化への対応について（通知）

　標記の件については、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）が改正され、令和元年10月１日サービス提供分より、一定の年齢の就学前障がい児について、障害児サービス利用時に保護者が支払う利用者負担額（契約により利用する場合）又は徴収金の一部（措置により利用する場合）が無償化されます。

　ついては、指定障害児通所支援事業所（放課後等デイサービスを除く）におかれては、別添「施設等利用給付事務等の実務フロー」等も参照の上、下記のとおりご対応いただきますようお願いします。

記

１　概要

（１）無償化対象となるサービス

　　　児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害

児入所施設、医療型障害児入所施設（指定発達支援医療機関を含む）

　　※放課後等デイサービスは、未就学児ではなく就学児が利用するため無償化の対象外です。

（２）無償化対象となる期間

　　　満３歳になって初めての４月１日から小学校入学までの３年間

　　※具体的には、下表右欄の生年月日の児童が、左欄のサービス提供時期において無償となります。

|  |  |
| --- | --- |
| サービス提供時期 | 対象児童の生年月日 |
| 令和元年（2019年）10月１日  ～令和２年（2020年）３月31日 | 平成25年（2013年）４月２日  　～平成28年（2016年）４月１日 |
| 令和２年（2020年）４月１日  ～令和３年（2021年）３月31日 | 平成26年（2014年）４月２日  　～平成29年（2017年）４月１日 |

　　※就学猶予（免除）の対象児童については、年齢に関わらず小学校就学の始期に達するまで無償化

の対象となります。

（３）無償化対象となる費用の範囲

①契約により利用する場合

　通所給付決定保護者が支払う利用者負担額

※世帯の所得状況により０円、4,600円、37,200円等を上限とするものです。

　　※おやつ代や食費、実習等の材料費などの実費で保護者が負担するもの及び医療型児童発達支援の医療費等については無償化の対象外となります。

　②やむを得ない措置により利用する場合

　　保護者が支払う徴収金の一部

　　※食費や医療費等については無償化の対象外となります。

２　事業所における対応等

（１）契約により利用している児童について

以下及び別添「施設等利用給付事務等の事務フロー」p.36のとおり対応してください。

①無償化対象児童の保護者に対する周知について

　　　　無償化対象児童の保護者に対しては、給付決定市町村からも周知を行いますが、事業所においても現在利用している、又は新たに利用を始める保護者に対して、別添１「周知用チラシ」を適宜ご活用いただき無償化について周知を行ってください。

②対象児童の判断について

　原則として受給者証の「特記事項」欄の記載により無償化対象の有無の判断をしますが、時期に

より以下のとおり判断をしてください。

　　　・受給者証**更新前**（制度開始当初）

令和元年９月30日時点で既に受給者証が発行されている児童については、受給者証に無償化対象となるか受給者証の更新までは表記がされていません。

この場合においては、上記１（２）を参考に、児童の生年月日により、事業所において無償化の対象となるかを判断してください。市町村による受給者証の更新により順次表記がされます。

ただし、市町村によってはあらかじめ受給者証に無償化対象児童である旨の記載がされている場合があります。

　　　・受給者証**更新後**等

　　　　　新規発行又は受給者証の更新により、おおむね令和元年10月１日以降に受給者証が発行された児童については、別添２「受給者証更新後（表記例）」のとおり、「利用者負担に関する事項」における「特記事項」欄等に無償化対象であること及びその期間が記載されます。

「負担上限月額」欄については、受給者証更新後も本来の負担上限月額（世帯の所得状況により０円、4,600円、37,200円等）が記載されますので、必ず「特記事項」欄等の記載により確認してください。

障害児通所給付費の給付決定期間は１年間であるため、概ね令和元年10月頃までには、全ての無償化対象児童について更新によりその旨が受給者証に記載される予定です。

※いずれの場合も、市町村により受給者証への記載方法や記載時期等が異なる場合がありますので、判断に困る場合には給付決定を行った市町村に確認をしてください。

③国民健康保険団体連合会への請求方法について

　　　　別添３「請求明細書（例）」のとおり、決定利用者負担額及び利用者負担額②の項目に０円を設定して請求することで、従来保護者に対して請求をしていた利用者負担額部分についても国民健康保険団体連合会から事業所に支払いがされます。利用者負担額①の項目については、受給者証の「負担上限月額」欄に記載のある本来の負担上限月額を設定してください。

その他、請求におけるシステム入力について不明な点がある場合には国民健康保険団体連合会に確認をしてください。

④無償化対象外となる費用の保護者への請求について

　　　　利用者負担額以外の費用（おやつ代や食費、実習等の材料費などの実費で保護者が負担するもの及び医療型児童発達支援の医療費等）については、無償化対象外であるため、引き続き保護者に請求をしてください。

（２）やむを得ない措置により利用している無償化対象児童について

別添「施設等利用給付事務等の事務フロー」p.38のとおり、やむを得ない措置により利用している対象児童については、市町村が措置入所児童の保護者から徴収する徴収金の一部が無償化の対象となりますが、事業所において行う事務手続きに原則として変更はありません。

３　その他

（１）無償化にあたっては、施設からの新たな届出等や保護者の新たな手続き等は不要です。

（２）無償化の対象となるのは令和元年10月支払分からではなく、令和元年10月サービス提供分からです。

（３）共生型の特例により指定を受けた事業所及び基準該当事業所についても無償化の対象です。

（４）無償化対象児童については、令和元年10月サービス提供分から上限額管理が不要となるため、受給者証の「利用者負担上限額管理対象者該当の有無」欄に「有」と記載があっても、無償化対象期間中は上限額管理加算の算定を行うことができません。

（５）無償化に関する資料については県ＨＰにも掲載があります。

　　ホーム > 健康・医療・福祉 > 障がい者福祉 > 障害福祉サービス > 障害福祉サービス事業者向け

情報 > 障害福祉サービス事業者の皆さまへ > 障害児施設の指定申請様式 > ３－１.就学前の障が

い児の通所・入所支援の無償化に関する資料について

<https://www.pref.nagano.lg.jp/shogai-shien/kenko/shogai/shogai/joho/jigyosha/shisetsushite.html#musyouka>

長野県健康福祉部障がい者支援課施設支援係

（課長）髙池　武史　　（担当）栗原　悠

電話：026-235-7149（直通）

FAX：026-234-2369

E-mail：shogai-shien@pref.nagano.lg.jp